

有効利用事業者に対する浄水発生土の販売について

有効利用事業者が、浄水発生土緑化材*または浄水発生土園芸用土を製造するために使用する浄水発生土の購入手続きは以下のとおりです。

※浄水発生土緑化材は、兵庫県県土整備部の認定を受けたものに限る

購入申込み事前問合せ

(1) 企業庁水道課 (078-341-7711(内線 5442)) へ購入希望数量と配送希望時期*をお知らせ(電話)ください。

※購入申込書を受理してから配送まで1ヶ月程度の時間を要するため、配送希望時期の2ヶ月程度前には、連絡ください。

なお、天候次第で配送希望時期にそえない場合があります。

(2) お伺いした内容を元に、販売する浄水場を水道課が決定します。

水道課担当より、販売する浄水場を折り返し連絡します。

購入申込書の送付

(3) 販売する浄水場へ『浄水発生土購入申込書』に必要事項を記入の上、FAX送信ください。また受信確認のため、電話連絡をお願いします。

【販売浄水場 電話番号・FAX番号】

販売浄水場	担当課	電話番号	FAX番号
多田浄水場	浄水課	072-799-2071	072-799-2073
三田浄水場	浄水課	079-567-1663	079-567-1674
神出浄水場	浄水課	078-965-1717	078-965-1755
船津浄水場	浄水課	079-232-5661	079-232-4937

<出荷予定の浄水発生土の事前確認のお願い>

浄水発生土は、均質でないため、運搬中の揺動で表面に水が浮き、一部泥土化する可能性があります。

配送先(製造工場)の受入担当者が、販売浄水場にお越しいただき、出荷予定の浄水発生土の状態を事前に確認ください。

<まとまった数量で購入を申込ください>

10~12tダンプトラック(1台あたり7~10m³)で配送します。

ダンプトラックが複数台(3台以上)での配送となる数量で、購入申込みをしてください。

※配送に使用するダンプトラックの容量×台数の単位で、出荷量を決定します。

(4) 購入申込書の内容を浄水場担当者が確認の後、仮受付します。

※確認の結果、購入申込書の記載内容について調整させていただく場合があります。

＜事前確認有りの場合＞

- ・（５）以降【浄水発生土事前確認手続き】に進みます。

＜事前確認無しの場合＞

- ・購入申込書（原本）を、販売浄水場担当者へ郵送してください。
※送付先住所は、以下の表を参照ください。
- ・購入申込書（原本）受取により購入申込書の受理となります。
- ・（７）以降【購入申込書受理後の手続き】に進みます。

【購入申込書 郵送先住所・浄水場所在地】

販売浄水場	送付先	郵便番号	所在地
多田浄水場	猪名川広域水道事務所浄水課	666-0126	川西市多田院字巖険 6-3
三田浄水場	北摂広域水道事務所浄水課	669-1314	三田市西野上字上通り 152
神出浄水場	東播磨利水事務所浄水課	651-2313	神戸市西区神出町田井字長原 3-1
船津浄水場	姫路利水事務所浄水課	679-2101	姫路市船津町字平田 4552-1

浄水発生土事前確認手続き

（５）購入申込書（FAX）を仮受付後、事前確認日の日程調整を行います。

＜購入申込書に記載の事前確認希望日時で調整可能な場合＞

- ・販売浄水場担当者より、事前確認日を申込み担当者の方へ電話連絡します。

＜希望日時で調整不可能な場合＞

- ・販売浄水場担当者より、申込み担当者の方へ電話連絡します。
改めて事前確認希望日時をお聞きし、日程調整します。

（６）事前確認日時に、販売浄水場に来所いただき、販売予定浄水発生土を確認ください。

※浄水場の所在地は、（４）に記載しています。

＜確認の結果、購入を希望される場合＞

- ・購入申込を受理しますので、購入申込書（原本）を担当者へお渡しください。

＜確認の結果、購入を希望されない場合＞

- ・購入申込書の仮受付を取り下げます。

※他の浄水場から購入を希望される場合は、浄水場担当者へその旨申し出ください。後ほど、水道課担当より別の販売浄水場を案内します。（３）以降の手続きを再度お願いします。

購入申込書受理後の手続き

（７）運搬業者は企業庁が手配します。出荷日、出荷数量が決まり次第、申込み担当者へ電話連絡します。

出荷日当日の手続き

- (8) ダンプトラックが配送先に到着後、荷下ろしを行います。荷下ろし場所を運転手にお伝えいただき誘導ください。
- (9) 荷下ろし後、運転手より産業廃棄物管理票C1、C2票をお渡しします。
産業廃棄物管理票C2票は、兵庫県企業庁が有価売却したことを管理するためその場で数量等内容を確認いただき、受取のサインをしていただき、運転手にお返しください。
※産業廃棄物管理票C1票は、5年間保存ください。

代金支払いの手続き・販売証明書の送付

- (10) 出荷完了を確認後、代金の納付書を申込み担当者宛に郵送します。
- (11) 納付書が届きましたら、金融機関の窓口でお支払いください。
※浄水場でお支払いいただくことはできません
- (12) 代金の納入を確認後、販売証明書を、申込み担当者宛に郵送します。
※販売証明書が急ぎ必要な場合は、浄水場担当者へ代金を納入した旨、電話連絡をお願いします。

以上で、浄水発生土の購入手続きは終了となります。

(浄水発生土購入後の追跡調査の報告について)

- ・毎年度末に当該年度の「浄水発生土購入量」「浄水発生土緑化材または浄水発生土園芸用土の製造量、販売量、在庫量」「製造施設での浄水発生土保管量」等を企業庁水道課に報告していただきます。また「浄水発生土緑化材または浄水発生土園芸用土の販売先」等についても報告をお願いします。
※毎年度末頃に、企業庁水道課より報告依頼を行います。また、必要に応じてその他報告をお願いする場合があります。

(次回購入予定時期および購入予定数量の情報提供のお願い)

- ・浄水発生土の出荷見込みを把握し、極力乾燥した浄水発生土を準備するため、次回購入予定に関する情報を購入申込書裏面に記載いただきますようお願いいたします。

(浄水発生土の在庫情報提供について)

- ・浄水発生土は、天日乾燥を行うため、天候・季節により、含水率が大きく変化します。このため、企業庁水道課より適宜、出荷可能な浄水発生土が準備できる時期等について、適宜、情報提供します。ついては、情報提供の内容を踏まえ、購入申込みをお願いします。

以上